

産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 山口 泰祐

- I 開催年月日 令和 2 年 3 月 19 日（木）
- II 会議時間 午前 10 時 00 分～午後零時 08 分
《休憩》
午後 1 時 00 分～午後 1 時 45 分
- III 出席委員等 〔出席委員〕◎山口 泰祐 ○薮中 一夫 角田 悠紀
石須 大雄 吉田健太郎 坂林 永喜
大井 正樹 金森 一郎 高畠 義一
(◎…委員長 ○…副委員長)
〔議長〕 金森 一郎（委員として出席）
〔副議長〕 中川加津代
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 林 貴文 酒井 善広
〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 室川 弘昭
六土 幸拓
〔傍聴者〕 1 名
- IV 審査の概要
- 1 付託議案について
- 議案第 1 号 令和 2 年度高岡市一般会計予算のうち本委員会所管分
- 議案第 4 号 令和 2 年度高岡市駐車場事業会計予算
- 議案第 5 号 令和 2 年度高岡市工業団地造成事業会計予算
- 議案第 9 号 令和 2 年度高岡市水道事業会計予算
- 議案第 10 号 令和 2 年度高岡市工業用水道事業会計予算
- 議案第 11 号 令和 2 年度高岡市下水道事業会計予算
- 議案第 16 号 高岡市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 高岡市農業センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 高岡市福岡ふるさと会館条例を廃止する条例
- 議案第 21 号 高岡市産業集積促進条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 高岡市金屋鋳物師町交流館条例
- 議案第 23 号 高岡市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 高岡市営駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 高岡市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 26 号	高岡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
議案第 30 号	財産の譲与について（建物）
議案第 31 号	財産の譲与について（建物）
議案第 32 号	財産の譲与について（建物）
議案第 33 号	財産の譲与について（建物）
議案第 34 号	財産の譲与について（建物）
議案第 35 号	財産の譲与について（建物）
議案第 36 号	財産の譲与について（建物）
議案第 37 号	財産の譲与について（建物）
議案第 38 号	財産の譲与について（建物）
議案第 39 号	財産の譲与について（建物）
議案第 40 号	財産の譲与について（建物）
議案第 41 号	財産の譲与について（建物）
議案第 42 号	財産の譲与について（建物）
議案第 43 号	財産の譲与について（建物）
議案第 44 号	財産の譲与について（建物）
議案第 45 号	財産の譲与について（建物）
議案第 46 号	財産の譲与について（建物）
議案第 47 号	財産の譲与について（建物）
議案第 48 号	財産の譲与について（建物）
議案第 49 号	財産の譲与について（建物）
議案第 50 号	財産の譲与について（建物）
議案第 51 号	財産の譲与について（建物）
議案第 52 号	財産の譲与について（建物）
議案第 53 号	財産の譲与について（建物）
議案第 54 号	財産の譲与について（建物）
議案第 55 号	財産の譲与について（建物）
議案第 56 号	財産の譲与について（建物）
議案第 57 号	財産の譲与について（建物）
議案第 58 号	財産の譲与について（建物）
議案第 59 号	財産の譲与について（建物）
議案第 60 号	財産の譲与について（建物）
議案第 61 号	財産の譲与について（建物）
議案第 62 号	財産の譲与について（建物）
議案第 63 号	財産の譲与について（建物）
議案第 64 号	財産の譲与について（建物）
議案第 65 号	財産の譲与について（建物）
議案第 66 号	令和元年度高岡市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会所管分
議案第 69 号	令和元年度高岡市駐車場事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 70 号	令和元年度高岡市工業団地造成事業会計補正予算（第 2 号）

以上、議案第1号のうち本委員会所管分は賛成多数で、議案第4号、議案第5号、議案第9号から議案第11号まで、議案第16号、議案第19号から議案第26号まで、議案第30号から議案第48号まで、議案第50号から議案第65号まで、議案第66号のうち本委員会所管分、議案第69号及び議案第70号の計53件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第1号のうち、若年者人材確保推進費、U I J ターンによる人材確保推進事業費及び就業マッチング支援事業費（連携事業）について】

○ 人材確保に向けた取り組みは。

△ 若年者人材確保推進費では、現在、新社会人の集い及び若者サポートステーション事業の推進補助金として、いわゆるニート世代の方々に対する就労支援をたかおかサポートステーションと共に推進している。

U I J ターンによる人材確保推進事業では、商工会議所、ハローワークとともに協議会を構成し、学生向けのキャリアサポートや企業見学会、転職イベントへの出展による出向宣伝等のU I J ターンの促進のための事業を展開している。令和元年度は新たに首都圏の大学と連携し、学生のインターンシップなどの推進に取り組むたい。

就業マッチング支援事業は、呉西圏域で連携して取り組んでいる事業であり、合同就職説明会やセミナーを開催する他、企業への就職に繋げるためのキャリアサポートに取り組んでいる。令和2年3月の開催については、新型コロナウイルス感染症への対応により、中止したものもある。政府は、来春においても就職活動のルールを現在の枠組みで進めていくこととしており、令和2年度も引き続き事業の推進を図っていききたい。

【議案第1号のうち、若年者人材確保推進費について】

○ 高岡地域若者サポートステーション（以下「たかサポ」）の事業について、平成30年度までは、本市以外の県西部5市からの相談対応は、富山市に設置されている県サポートステーションの所管だったが、県サポートステーションが令和元年度から「富山地域若者サポートステーション」となったことで、富山市の所管区分が狭まり県西部6市全域がたかサポの所管となったと聞いている。たかサポは今までと同様の補助の中で、県西部全域を任されるようになり、大変厳しい状況で運営していかなければならず、事業の推進に無理が生じてくるのではないかと危惧している。呉西圏域連携事業にするなどして呉西他市に活動の周知をしっかりとしていくなど、支援が必要と考えるが、見解は。

△ これまで県西部他市の対応については、県の所管となっていたが、実態としては、

たかサポが相談に応じていた。制度の区分が変わったことを受けて、令和元年度から県西部6市の中で勉強会を開催し、たかサポの意義や活動等を、他の5市の方々に説明する機会を設けており、県西部6市でたかサポを応援していく体制が整えられないか検討している。

- たかサポは本市に拠点を置き、また、本市には商業雇用課という直接担当する部署がある環境であるが、県内呉西他市においては、そのような窓口が無い状態で、たかサポにおいては、その活動の周知に苦慮されていると聞いている。県内呉西6市で勉強会を開催するということであれば、是非、本市がリーダーシップをとって、啓発、周知を図っていただきながら若年者人材確保に努めていただきたい。(要望)

【議案第1号のうち、市単独農業特産物開発育成事業費について】

- 次世代型チューリップ生産技術実証モデル事業の予算が減額されると聞いているが、これまでの事業の成果が出たため、減額されたのか。
- △ 当該事業は、平成29年度から令和元年度の3カ年で実証を行っており、県において、実証を要望した地区組合に期間を割り振っている。本市は令和元年度に要望し、採択されたが、令和2年度は割り振りが無いため、減額となった。

【議案第1号のうち農協営農指導強化費補助金について】

- 栽培技術の高位平準化や安全安心な栽培技術の研修、農業新技術等をどのように進めていくのか。
- △ 栽培技術の向上、農業新技術等の必要性があることは十分認識しており、JA及び富山県高岡農林振興センターとの意見交換を密にして、どのように技術向上につなげるのか検討し、両機関と連携しながら指導事業や支援に取り組みたい。

【議案第1号のうち、かんがい排水事業費について】

- 各地区からの要望が多い事業であるため、令和3年度は更に事業費の上乗せをしていただきたいと思うが、所見は。
- △ 農業基盤整備事業としては、現在、担い手への農地集積や、農地の大区画化、汎用化を促進し、農作業の省力化や生産性の向上を目指すための面的整備である経営体育成整基盤備事業を進めており、国の補正予算についても配分されているところである。しかし、この要件に合わないものについては、かんがい排水事業によって線的整備が必要な部分が出てくると思われる。要望箇所について、必要性、優先度、緊急度を確認し、他の事業の予算状況を見ながら、かんがい排水事業も進めていきたい。今後の事業の予算についても富山県高岡農林振興センターとも協議し、予算が上乗せできるように努めたい。
- 生産性の向上を目指すために農家の方々は、大変な努力をしている。かんがい排水事業の重要性を考慮し、予算措置に努めていただきたい。(要望)

【議案第1号のうち、市単独農業土木事業費及び県単独農業土木事業費について】

- 市単独農業土木事業について、市内各地から多くの用排水路改修の要望が提出さ

れており、令和２年度の予算では増額を期待していた。例えば、１ｍ当たりの用排水の整備に５万円が掛かってしまうことから、市内３６校下に一律１００万円を費やしてもそれぞれ２０ｍしか整備が進まないことになる。これらは、用悪水路とされているが、生活用水として大切なものであり、環境整備として十分考慮していかなければいけない用排水である。また、県単独農業土木事業においても、大きな工事についての要望が多い。しかし、負担率は県及び市がそれぞれ４０％、残る２０％が地元になり、地元から採択を依頼したとしても、県に補助を求めるものを市が自身の予算枠内で事業を実施できるものを選別するため、話が進まない。市は多面的機能支払支援で１０ａ当たり４,４００円の補助をしているため、そこで賄ってほしいと言うが、多面的機能支払は原則上限の２００万円しか認められていない。農業用用水路については、市単独農業土木事業費、県単独農業土木事業において、もっと整備を進めるべきと考えるが、所見は。

- △ 農業土木事業としては、前年度から６６８万９千円増額されている。しかし、まだ不足しているとのことだが、市単独、県単独は重点として増額を図ってきたことはご理解いただきたい。引き続き予算獲得に努めたい。
- 農家の方々がどういったことに困っているか等、しっかりと状況を把握していただくとともに、予算を補正するなどの対応も検討していただきたい。（要望）

【議案第１号のうち、商工団体助成費について】

- 増額理由は。
- △ 勝興寺の改修の終了に伴い、賑わい事業に取り組みたいと地元の団体からの声が寄せられたことに伴い、５０万円を計上した。

【議案第１号のうち、中心市街地賑わい創出開業等支援事業費について】

- 空き地・空き家・空き店舗等の支援とのことであるが、これはリノベーションまちづくり事業と事業内容が重なる部分があると考えるが、これらの違いは。
- △ 中心市街地賑わい創出開業支援事業は、空き家、空き店舗を利用して、開業に掛かる家賃や改修費に対し、一定の額を助成するものである。一方、リノベーションまちづくり事業は、人材育成や意識啓発の役割を担っている。受講生を募り、リノベーションスクールを開催し、空き家、空き店舗を活用した取り組みの意義、また、取り組みを通じた都市経営やまちづくりの意義を受講者に知っていただき、実際に事業活動に移っていくまでのサポートを行うものである。

【議案第１号のうち、セリオタウン推進事業費について】

- 民間のｅスポーツ施設の動きが活発化してきており、御旅屋セリオにおいてもｅスポーツの常設拠点を整備することとなっているが、事業目的は。また、今後どのように進めていくのか。
- △ 事業の目的としては、中心市街地、御旅屋セリオの灯を消さないことを第一に御旅屋セリオを核とした中心市街地の賑わいづくりに取り組むこととしている。現在、フロアの１階は、以前と変わらない姿になってきており、今年度内に喫茶店のオー

プンを予定している。令和2年2月には地元6店舗の和菓子屋の協力を得て銘菓コーナーがオープンした。3月には商業雇用課が5階で業務を開始し、末広開発㈱のまちづくり事業部が6階で運用を開始したところである。今後、県内初のeスポーツの常設拠点である「高岡eパーク」が4月29日にオープンする。9月には県の消費生活センターが、10月には高岡地域地場産業センターが移転、オープンすることとなっており、5階フロアの催事場を含め、多様な方にお越しいただき、交流・賑わいを生み出したい。引き続き、積極的なテナント誘致等、官民が協力しながら事業を進めていきたい。

○ 子ども広場はどのように展開し、運営していくのか。また、経費を抑えるための検討はされているのか。

△ 日本海高岡なべ祭りの開催期間中に御旅屋セリオ2階において、フロアマットを敷き、県産材の遊具を設置した子ども広場を開催したところ、約1,000名の親子連れにお越しいただき、その際に実施したアンケートにおいても大変好評をいただいている。令和2年度においてもゴールデンウィークの実施を目指しており、なべ祭りと同様の形で展開し、子どもたちが自由にのびのびと遊べる空間を用意したい。運用の枠組みについては、現在、官民連携を基本に関係者と調整を図っている。事業費についても極力民間の力を借りながら、費用を捻出し、進めていきたい。

○ 子どもたちのニーズが高いゴールデンウィークに向けた実施に関しては、利用者の方々に喜んでもらえるが、今後の事業の動向が気掛かりである。常に状況を確認しながら一定の時期にしっかり検証し、見直しを図れる体制を整えてほしい。市民から中途半端なものを作ったと言われないよう、一緒に考えていきたい。(要望)

○ 事業費のほとんどが御旅屋セリオ3階から5階部分の共益費と聞いているが、本市が所有する部分の詳細は。

△ セリオタウン推進事業費合計で1億7,900万円余りを計上している。3階から5階の共益費が1億6,700万円余り、管理費として1,000万円余り、あとは土地開発公社との関連経費として、150万円余りを計上しているところである。管理費には運用を開始する5階の光熱費及び催事場の管理も含めた経費となっている。土地開発公社の委託料は、本物件の資金調達に伴う借入金利息の支払いを中心に計上している。取得した御旅屋セリオの建物部分の所有権については、持分所有の形で取得している。家屋番号「御旅屋町101番の1」では、16万2,190/100万、家屋番号「御旅屋町101番の2」では、77万5,666/100万について、既に登記もされている。今後、オタヤ開発㈱が商業利用を図っていく地下1階から2階及び7階の一部以外の部分については、市がイニシアチブを取って進めていくために取得した。概念的には、商業利用を図る部分以外を取得したことになる。

○ 御旅屋セリオの買取について、令和元年12月時点では、当局からはフロアの取得と説明を受けており、当時の新聞報道では、7階の一部飲食店部分を除く3階から8階とされていた。そうなれば、所有権は区分所有の形になると考える。今定例会で急に持分所有の形と説明されたが、話が変わったのか。

△ 所有権については、当初から常に持分所有という表現をしてきた。持分の割合の根拠、また、その案分の割合を決める考え方として、オタヤ開発㈱が引き続き商業

利用を図る部分とそれ以外の部分を区分けして、市がフロアのどのあたりを取得するという表現はあったと思う。

○ 当初から持分所有と表現していたならば、マスコミの報道に誤りがあったということか。

△ 取材では、当該物件の用途等を回答しており、契約上の細かいことは聞かれておらず、分かりやすく説明した内容が報道されたと認識しており、マスコミが間違った報道をしたとは思っていない。

○ 3階から8階を取得するという報道がされた時にどうして訂正をしなかったのか。議員と市民をなんとか言い包めて予算付けをすれば良いと思っているとしか思えない。(意見)

○ 市が持分所有という所有権を持つのであれば、案分した家賃収入を市に入れてもらうべきでは。

△ オタヤ開発(株)は元々、地権者からビルの権利等をテナントへ賃貸する権利をあてがわれ、その運用利益で会社を経営している。今般、オタヤ開発(株)は土地開発公社と賃貸借契約を結び、公社は地代家賃を受け取る立場になる。

○ 今後、市にも持分に応じた賃料収入が入ることになるのか。

△ テナントから持ち分に依じて賃料収入が地権者に入るわけではなく、オタヤ開発(株)は地権者と賃貸借契約を結び、また、それとは別にテナントとそれぞれ賃貸借契約を結ぶ。テナントがオタヤ開発(株)に賃料と共益費を支払い、オタヤ開発(株)は地権者に対し、それぞれ地代家賃を支払う関係となっており、それぞれの契約金額に基づいて算定される。

【議案第1号のうち、事業承継支援資金について】

○ 本市は平成29年度からサテライトゼミ形式で事業承継を進めているとのことだが、これまでの実績と実績を踏まえた令和2年度の取り組み方針は。

△ 令和元年度、中小企業大学校等と共催で「次世代トップリーダー養成講座」を開催したところ15名募集に対し、11名の参加があった。好評をいただいた結果、令和2年度も開催を企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、中止することとした。しかし、応募された事業所からは延期ながらも開催してほしいとの声が寄せられており、徐々に事業承継の意識の醸成がされてきていると捉えている。

【議案第1号のうち高岡地場産業センター運営助成金、地場産業対策事業費及び高岡地域地場産業センター移転整備事業費について】

○ 高岡地域地場産業センターの施設の老朽化等を理由に市が移転を提案したとのことだが、今まで当該センターが借りていた長期借入金の繰上返済分や移転に係る費用等を市が負担することで、当該センターが市からの提案を断れない状況を作り、結果的に強引に移転の決定をさせる形になったのではないのか。

△ 施設の老朽化、能越自動車道や北陸新幹線の開通など、交通事情も変化してきたこと等によって、現在の場所では、集客数や売り上げも減少していくと考えている。

また、これまでは、地場産の関係施設を駅前に設置する空間が無かったため、現在の場所にセンターが設置されたと推察しているが、最近になって、駅周辺の一等地に空いた空間が生まれ、その再利用を検討する中で、観光エリアとの連携などによる相乗効果を踏まえ、まちなかから伝統産業の魅力を活かした振興策の展開を当該センターに提案した。移転の決定については、関係者と何回も議論を重ねたうえの結果と捉えている。

- 高岡地域地場産業センターが御旅屋セリオに移転することで、今まで負担が無かった共益費や家賃が発生し、それを市が負担する。そして、御旅屋セリオ内の貸しテナント料も結果として市が補填する形になる。全て家賃収入としてオタヤ開発㈱に入ることとなり、市が家賃収入を得る権利を放棄することになればオタヤ開発㈱に有利な形になり、市内の中小業者との不公平感がさらに強まる。(意見)

【議案第1号のうち、高岡地域地場産業センター移転整備事業費について】

- 地場産業対策事業費について、現在の地場産業センターの施設の老朽化に伴う費用の増大、交通環境の変化等の要因から、まちなかへ移転すること、さらに、まちなかへの移転に伴う様々な対策がとられていることも理解できる。その上で、事業費が昨年度と比較し589万円増額されているが、具体的な事業の内容は。
- △ まちなかにおいて、来館者へのアンケート調査や近隣の宿泊者、観光客に対し、モノづくり体験や地場産品等のニーズ調査を行い、地場産品の販売促進戦略に組み込むこととしている。また、先進的な産地事例を学ぶセミナーや意見交換の場を設け、例えばコラボ商品開発等のためのセミナーを実施など、より発展的なものになりたい。まちなかの賑わいイベントとしては、御旅屋通りで体験を中心とした、マルシェを実施して賑わい創出を図るなど、単に移転ということではなく、まちなかに移転したことの利点を活かした取り組みを進めていきたい。

【議案第1号のうち、土木費について】

- 新年度に入れば秋口までいろいろな要望が各地区から上がると思うが、特に土木費に係る要望が7割から8割を占めてくると思う。小学校区単位や中学校区単位、自治会など、細かい単位で要望に対し、市内全体に満遍なく予算付けをしていただきたい。要望の中には何十年も要望し続けていても全く進展していななものもあると聞いているが現状は。
- △ 毎年、市内各校区から多くの要望が上がってきており、その中でも特に道路に係る要望は多くを占めている。それら全てを実施できるわけではなく、当然、税金を投入することであり、公平性が求められる。平成29年度に策定した都市計画マスタープランの考え方にに基づき、なるべく公平性を保ちながら、まちづくりの方向性に従った予算執行をしていきたい。全てにおいて一律ではなく、要望路線箇所ごとにひとつひとつ精査しながら進めていきたい。

【議案第1号のうち、市街灯管理・LED化推進事業費について】

- LEDの光が眩しいとの苦情は来ていないのか。また、LEDは光量が多く、街

灯の間が暗く感じることもあると聞くが、その対応は検討されているのか。

- △ LEDへの取り換え後は、明るくなったと多くの好評をいただいているが、街灯と街灯の間が暗く感じる箇所もあると思うため、今後の維持管理で必要な箇所や要望が寄せられる箇所については、街灯を増設し対応していきたい。

【議案第1号のうち、消雪施設整備事業費について】

- 令和元年度と比較し、1億1,448万円増額しているが、どのような施設整備を予定しているのか。
- △ 旧伏木支所跡に元々井戸があり、そこに隣接する県道の拡幅によって、新たに井戸を掘り直すことになったこと、また、廃止となった高岡駐車場の既設の井戸も同様に対応するため、増額計上になった。

【議案第1号のうち、河川維持改良費について】

- 県では緊急浚渫推進事業が進められているが、本市からの県管理河川の浚渫の要望などは反映されるのか。
- △ 県管理河川の浚渫については、減災対策のために実施される。これまでも市民の方々から、県管理河川の浚渫要望等も受けており、県にその要望等を伝えているため、それらを踏まえ実施されていると思っている。

【議案第1号のうち、オタヤ開発株式会社の貸付金について】

- これまでオタヤ開発㈱に対し、5億6千万円を短期で貸し付けていたが、令和2年度からは4億6千万円を25年の長期で貸し付ける提案がされている。オタヤ開発㈱は、令和元年度までは大和からの家賃収入があるが、4月からはその収入がなくなり、更にその他のテナントの撤退で家賃収入が減ることが想定される。今後どれだけの収支になるか予測もできない会社に25年償還で4億6千万円もの市民の税金を掛けて良いのか。
- △ 経営状況については、例年通り6月に決算報告ができると思う。現在、大和撤退後の御旅屋セリオにおいて、テナントの入居に官民を挙げて取り組んでいる。当該ビルの維持管理については、できる限り最小限で運営するよう努力している。オタヤ開発㈱ではそれらを総合的にシュミレーションし、毎月計画を立て、見通しを立てている。現在、会社経営のサイクルの中では低迷している。ここを支えることによって、3年後の経営回復を目指すオタヤ開発㈱から聞いており、今回、従来の5億6千万円の短期貸付の形ではなく、長期貸付で支援する方向で考えている。
- 持分所有で御旅屋セリオの建物の約7割強を本市が購入するが、その部分の家賃収入がオタヤ開発㈱に入っていないのではないのか。そこに市民の税金4億6千万円を25年間も貸し続けることは市民の理解が全く得られないと考える。最初にフロアの取得をするとしながらも土地を取得しており、当初から土地も買う予定ならば、その取得割合等を明確にすべきだったと考える。今後の収支が見通せない会社に4億6千万円も貸すことは、理解できない。(意見)

【議案第 1 号のうち、都市公園管理費について】

- 公園のLED街灯のメンテナンスはどのように行われるのか。また、市街灯LED化の工事において、県外ナンバーの工事車両を見かけると聞いているが、工事の発注について、市内業者を優先して採用、又は、市街灯LED化事業と同様に公募により業者を選定するのか。
- △ 公園灯のLED化事業は、公募型プロポーザル方式で業者を選定する。メンテナンスについては、業者と協議していきたい。市内業者も含め幅広く公募をかけていきたい。

〔討論〕

(議案第 147 号のうち本委員会所管分に反対の立場から)

- 約 40 億円の財源不足解消のため、財政健全化緊急プログラムのもと、市民や職員に大きな負担を強いている中、御旅屋セリオのフロアを 9 億 9,600 万円で取得することに、多くの市民から疑問の声が上がっている。また、購入に関して議会の審議が必要とならない土地開発公社での先行取得を行ったことに対して、不信の声も聞いている。市民に対して説明責任を果たさないままでセリオタウン推進事業費等、御旅屋セリオのフロア取得の関連や地場産業センターを御旅屋セリオに移転させるための予算が計上されており、反対する。

【議案第 23 号について】

- この条例改正で具体的にどのような変化があるのか。
- △ 具体的な変化として、第三者販売においては、これまで市場の中で、完結していた取引が、市場外の業者でも取引ができるようになる。また、直荷引き禁止の解除により、通常、仲卸業者は卸売業者から買うことしかできなかったが、産地から直接取引できるようになる。流通機能の合理化、生鮮食品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者と消費者双方のメリットの向上を目的とした改正となっている。
- 何よりも大事なものは、これまで市場で働いている方々の合理性や生産者、消費者にメリットがあるのだが、この条例改正は、市場の方々は納得しているのか。
- △ 条例改正で取引の自由化が進むということについては、市場の方々の中で議論はあった。この自由化によって、競争の原理が働く面もあるが、一方で、販路開拓の機会を得る利点もある。我々はこれまでに市場の関係者と何度も議論を重ね、開かれた市場となるよう、第 3 者販売、直荷引き等について自由化した。これらについては、市場の方々の合意を得ている。

【議案第 66 号のうち、中心市街地活性化推進事業費について】

- 当該事業は、御旅屋セリオへの公共施設導入に向けた改修工事等のため、令和元年 12 月に 1 億 5 千万円を補正計上していたものが、今般、4,500 万円が繰越明許費として計上されている。この中に高岡地域地場産業センターの移転場所となる設計及び改修費が残っているのか。
- △ 高岡地域地場産業センターに関係する費用は入っていない。

【議案第 66 号のうち交通ネットワーク整備事業費について】

- 国の補正予算を活用し通学路等の交通安全緊急対策を行うため、3 千万円を補正計上しているが、何処の地域に何箇所の整備を予定しているのか。
- △ 伏木地区の雨晴伊勢領線や戸出地区の戸出町四丁目醍醐線等、6 路線の整備を予定している。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔都市創造部〕

- 。道路舗装の市民通報システムの運用について

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【道路舗装の市民通報システムの運用について】

- 操作手順としてスマートフォン等で異常箇所の所在地等の情報を添付して通報することだが、スマートフォンを持っていない方、また、高齢者等のインターネットの利用が難しい方についてはどのような想定をしているのか。
- △ ガラパゴス携帯においても位置情報を確認できる機能を持つものもあるため、その位置情報を確認していただいて、利用していただくことができると考えている。当該事業は市民がお手軽、お気軽に利用していただくことを前提に運用を始めるものであり、これまで通りの電話での対応も行っていくこととしている。高齢者の方については、今後、わかりやすい利用方法を市ホームページ等で掲載していきたい。

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

- 。次回の常任委員会の開催について
4 月 23 日（木）午後 1 時に開催することが報告された。

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【屋外広告物の是正について】

- 富山市においては、屋外広告物に関する許可基準の見直しで、改修や撤去を求められていた屋外広告物 700 件のうち、2 月末時点で半数近い 330 点が是正されておらず、4 月以降は罰金の対象になるとの報道があったが、本市の現状と対応は。

△ 富山市においては、自身で条例を作り規制し、富山市以外の県外市町村については、県の条例で運用している状況である。この県の条例は昭和 24 年に制定され、改正を繰り返し、平成 21 年の改正で規制の地域区分や規制基準、許可基準について見直され、それまで許可していた広告物について不適格になるものが出るなど、直ちに改善することは難しいことから、平成 22 年 7 月から施行され、令和 2 年 6 月に 10 年の猶予期間を終える。本市では、平成 22 年の改正当時不適格となった件数が 96 件、これまで是正していただいた件数が 52 件である。不適格となったものについて是正計画書の提出をお願いしており、残りの 44 件のうち 18 件については、期限までに改善するとされている。罰金について、本市は県条例に基づいた運用のため、県と相談し適応を検討していかなければならないと考えている。罰則の制度、条例の目的は、公衆への危害防止や良好な景観、風致維持の観点であるため、良いものは評価するような制度として広告主の方に対する理解を示すような内容にできないか、県と相談して進めたい。是正をしなければいけないものは期限を過ぎても広告主と話し合いをしていきたい。

【地域就職氷河期世代人員加速化交付金の活用について】

- 国では、令和元年度から地域就職氷河期世代人員加速化交付金が確保されて 3 年間で 650 億円を上回る財源を確保する方針を示しており、これは都道府県や指定都市に交付されるもので、市町村は県から交付を受ける形になっている。現時点で本市として、特に就職氷河期世代に対する取り組みは検討しているのか。
- △ 現在、就職氷河期世代をターゲットとした取り組みは無い。国でも方針が示されたことから、令和 2 年度に入ってから直ぐに全市町村長が集まる労働行政会議等において意見交換をしながら取り組みを検討していきたい。
- この交付金に関しては、県が独自で調査したところ、県内ではそれほどニーズがないとの結果が出ている。知事はこの交付金をしっかり活用していく姿勢を示しており、可能であれば、U I J ターンや移住定住促進など、対象を幅広く検討していただきたい。(要望)

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（３０名）

産業振興部長	川 尻 光 浩	都市創造部長	堀 英 人
産業振興部次長 参事	渡 辺 朋 洋	都市創造部次長	根 上 幹 雄
産業企画課長	新 保 貴 之	都市創造部参事（兼務）	渡 辺 朋 洋
商業雇用課長	表 野 勝 之	都市計画課長	久 郷 聡
観光交流課長	長 井 剛 志	花と緑の課長	有 栖 友 広
農業水産課長	須 田 稔 彦	道路整備課長	橘 茂 徳
農地林務課長	川 渕 利 直	土木維持課長	広 田 利 和
みなと振興課長	中 出 裕 嗣	建築政策課長	日 名 田 尚 明
		営繕課長	小 泉 和 浩
農業委員会事務局長	笹 島 永 吉		
		上下水道事業管理者	黒 木 克 昌
福岡総合行政センター所長	柴 田 文 夫	上下水道局次長	嘉 信 和 昭
福岡総合行政センター次長 地域振興課長	末 坂 進	上下水道局次長 参事	浜 谷 圭 一
産業建設課長	堂 田 康 弘	上下水道局参事	炭 谷 信 之
福岡まちづくり推進室長	池 田 政 弘	総務課長	五 十 里 康 夫
		営業課長	宮 田 修 司
		水道工務課長	寺 井 義 則
		下水道工務課長	熊 本 敬 二
		施設維持課長	島 信 治